

会議記録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会		
開催日時	令和5年11月16日(木) 13:30~13:58		
開催場所	横須賀市消防局 三浦消防署 4階会議室		
出席者	◎高根沢奈津子、○内田自栄、野間俊行、清水佳子(代理:栗原)、河野匡孝、金明夫、浜脇仁、萩原幹子、中野徹、浅羽昭子、市川壽一、佐藤弘朗、越川紀久雄、平田伸一(代理:松澤)、笠井熱史(代理:宮本)		
次回開催予定日	令和5年2月中旬		
問い合わせ先	所属名、担当者名 三浦市高齢介護課 鈴木 電話番号 046-882-1111(内線 352) メールアドレス hoken0201@city.miura.kanagawa.jp		
会議記録	発言記録	要約	要約した理由
内 容	<p>● 開会 (会長) それでは、ただいまから令和5年度第2回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたします。</p> <p>● 協議会の成立要件 (会長) 本日の協議会ですが、定員24名のところ15名の御出席をいただきており、設置要綱第8条第1項により、委員の過半数が出席しているので協議会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>なお、横須賀市民生委員児童委員協議会常任理事、薬袋委員、鎌倉市民生委員児童委員協議会会长、千代委員、鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課長、萩田委員、逗子市民生委員児童委員協議会会长、坂口委員、逗子市社会福祉協議会事務局次長、三富委員、三浦市民生委員児童委員協議会会长、笹谷委員、かまくら地域介護支援機構理事、樽井委員、神奈川県タクシー協会副会長、菊池委員、神奈川県個人タクシー協会理事長、小松委員からは事前に欠席の旨、御連絡をいただいております。</p> <p>また、横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課長、清水委員の代理で栗原様、国土交通省関東運輸局神奈川支局首席運輸企画専門官、平田委員の代理で松澤様、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長、笠井委員の代理で宮本様に御出席をいただいております。</p>		

● 会議の傍聴及び公開について

(会長)

それではここで、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会傍聴要領に基づき、本日の傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者入室)

傍聴の方、大変お待たせいたしました。

初めに傍聴の方にお知らせいたします。お手元の資料につきましては、法人及び個人の情報が含まれておりますので、協議会終了後、速やかに事務局へ返却いただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

会議中はカメラ、ビデオ等での撮影及び録音は禁止されておりますので、御了承ください。その他、注意事項を遵守されますよう、お願い申し上げます。

協議会の議事は原則公開とされております。会議記録は、会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条により、会議終了後に審議速報及び会議記録を公開することとなっております。そのため、本協議会では、会議記録作成のために録音させていただきます。発言は必ずマイクでお願いいたします。

● 会議の進め方及び今後の予定について

(会長)

次に、本日の会議の進め方及び今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

(三浦市事務局)

それでは、本日配付いたしました資料について確認をさせていただきます。

本日、皆様の席上に配付しておりますのは、次第、座席表、事前にお送りしております資料の中で横須賀市から一部差し替えがございます。

申請者が特定非営利活動法人くろふねからの更新申請書類のうち、資料1、自家用有償旅客運送の更新登録の申請の書類と、資料8の宣誓書になります。それぞれA4サイズのものが1枚ずつになりますけれども、皆様、お手元にございますでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、本日の会議の進め方及び今後の予定について御説明します。

本日は、合意を要する協議事項としまして、更新の申請が1件と旅客から收受する対価の変更申請が3件ございます。

次に、合意を要しない報告事項といたしまして、軽微な変更について

報告がございます。事前に委員の皆様に送付した資料としましては、横須賀市2件について報告をさせていただきます。

なお、今後の予定についてですが、次回は来年2月中旬の開催を予定しております。それ以外の開催については、特別な事情に限り、別途検討することとします。

事務局からは以上です。

(会長)

ただいま説明のありました会議の進め方及び今後の予定については、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、本日の会議の進め方及び今年度の会議開催の予定については、ただいま事務局から説明があったとおり行ってまいります。

● 議題 申請書の協議について【自家用有償旅客運送の更新・旅客から收受する対価の変更申請】

(会長)

それでは、次第1、議題の申請書の協議について【自家用有償旅客運送の更新・旅客から收受する対価の変更申請について】に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

(三浦市事務局)

今回の更新申請は、横須賀市の特定非営利活動法人くろふねの1件です。

そして、旅客から收受する対価の変更申請は、横須賀市の特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所、鎌倉市の福祉クラブ生活協同組合移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくら、福祉クラブ生活協同組合移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ逗子葉山の3件です。

(会長)

それでは、特定非営利活動法人くろふねの方、横須賀市事務局の方は説明席に着席願います。

では、更新申請について事務局から御説明をお願いいたします。

(横須賀市事務局・事業者、説明席へ移動)

(横須賀市事務局)

横須賀市の事務局の廣川と申します。着席して説明させていただいた

いと思います。よろしくお願ひします。

本日、更新登録を1件お出ししておりますが内容的には大きな変更はございませんので、事務局からの説明とさせていただきますので御了承ください。よろしくお願ひいたします。

では、特定非営利活動法人くろふねの更新登録の申請になりますが、資料のほうは横須賀市から提出しております更新申請書一式になります。先ほど事務局よりお話しさせていただいたとおり、ページ1の資料1とページ24の資料8の差し替えをお願いいたします。お手数をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

それでは御説明いたします。

概要を記載しました両面の資料、表と裏で2ページの資料にまとめてございますので、こちらを御覧ください。

1番の運送ですが、特定非営利活動法人くろふね、代表者は坂元典子様です。主たる事務所の所在地は、横須賀市汐入町2-10。定款や登記事項証明等につきましては添付した書類のとおりとなります。現在の登録期間満了日は令和6年3月27日となっております。

2番の運送の区域ですが、横須賀市です。こちらは、前回の更新時と変わっておりません。

3番の旅客から收受する対価ですが、運送の対価は15分につき700円。運送の対価以外の対価についてですが、乗降に関する介助料金は介護保険利用者は介護保険で対応し、介護保険を利用できない場合は乗降介助基本料を1,500円としております。迎車回送料金は15分以上の場合は300円、待機料金は15分につき500円、有料道路使用料、駐車料金は利用者負担で、複数乗車利用者はなしとなっております。運送の対価は、前回の更新時より変更されておりますが、7月に開催されました第1回協議会において協議が整っております。

4番ですけれども、運送しようとする旅客の範囲ですが、現在の登録利用者は138名となっております。

5番、その他、法令遵守ですが、当該法人の役員全員、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。

概要、裏面をお開きください。次に、(2)の必要な車両ですが、車椅子が5台、回転シート車が2台、セダン型車両が2台、合計9台となっております。全車が自社所有で契約関係はございません。

次に、(3)運転者の確保です。運転者は8人おり、講習の受講状況ですが、福祉有償運送運転者講習を8名が受講しております、セダン等運転者講習を7名が修了しております。

続きまして、運行管理体制、整備管理体制、事故処理連絡体制、苦情

対応体制については、それぞれ運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等を行っております。

最後に（7）損害賠償措置につきましては保険証書の写しを添付しており、適切な措置が取られております。

以上のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

（会長）

ありがとうございました。ただいま横須賀市の事務局から特定非営利活動法人くろふねの更新申請につきまして説明がございました。本件について質問等はございますでしょうか。

それでは、特定非営利活動法人くろふねの更新申請につきましては協議が調ったということでおろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、特定非営利活動法人くろふねの方、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

横須賀市の事務局の方はそのまま着席していてください。

（会長）

続きまして、申請書の協議についての第2項目、旅客から收受する対価の変更について、3件のうち1件目に移ります。

それでは、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の方は説明席に着席願います。

（事業者、説明席へ移動）

それでは、旅客から收受する対価の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

（横須賀市事務局）

特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所からの、旅客から收受する対価の変更案についての協議依頼でございます。

資料6の新旧の利用料金一覧を御覧いただければと思います。

対価の変更、利用料金の変更はございませんが、複数乗車の有無についてであり、複数乗車なしをありとしての変更です。

複数乗車は会員の同居親族で、かつ乗車地、目的地が同一である場合の輸送のみを行うものとする。利用会員の上限は2名までとする。複数乗車を行った際の利用者、会員の対価は、料金表の運賃金額の2分の1を基本とするとのことです。その他、変更事項はございません。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

ありがとうございました。

ただいまの横須賀市事務局から、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の旅客から收受する対価の変更申請につきまして説明がございました。本件につきまして、質問等ございますでしょうか。

それでは、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の旅客から收受する対価の更新申請につきましては協議が調ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所の方、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

横須賀市事務局の方は元の席にお戻りください。

続きまして、福祉クラブ生活協同組合移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくら、福祉クラブ生活協同組合移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ逗子葉山の方、鎌倉市事務局の方は説明席に着席願います。

(鎌倉市事務局・事業者、説明席へ移動)

(鎌倉市事務局)

鎌倉市高齢者いきいき課の花田と申します。着席して説明させていただきます。

では、鎌倉市の福祉クラブ生活協同組合移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくら及び福祉クラブ生活協同組合移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ逗子葉山、2件の旅客から收受する対価の変更について御説明いたします。

では、変更内容について説明いたします。鎌倉市の資料を御覧ください。

運送の対価以外の対価のうち、乗降介助料金について現在1件につき1,100円としていますが、これを1件につき1,210円に変更するものです。変更の理由は、昨今の物価高騰、インボイス制度への対応等で必要経費が上昇していることによるものです。

なお、運送の対価については変更ございません。

以上のとおりとなります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(会長)

ありがとうございました。ただいま鎌倉市事務局の方から福祉クラブ生活協同組合移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくら、福祉クラブ生活協同組合移動サービスワーカーズコレクティブ

らら・むーぶ逗子葉山の旅客から收受する対価の変更申請につきまして説明がございました。本件につきまして御質問等ございますでしょうか。

それでは、福祉クラブ生活協同組合移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくら、福祉クラブ生活協同組合移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ逗子葉山の旅客から收受する対価の更新申請につきましては協議が調ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

● 報告 変更届出書について [自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出等] (軽微変更)

(会長)

続きまして、次第2の報告（1）変更届出書について〔自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出〕(軽微変更)に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

(三浦市事務局)

変更届出書につきましては、協議会の合意を必要としない軽微な変更の報告になります。事前に委員の皆様にお送りした資料、横須賀市2件について報告をいたします。

(会長)

それでは、横須賀市事務局の方は自席から報告をお願いいたします。

(横須賀市事務局)

横須賀市障害福祉課の白石と申します。よろしくお願いします。

資料は横須賀市の右肩に報告と書いてあるものになります。1枚表紙をおめくりいただきまして、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会からの軽微な変更の御報告になります。

1点目ですが、代表者の変更ということでして、旧会長、白井幸江様から新しい会長、永妻和子様への変更。2点目が配置している車両の変更になります。旧のところはセダン車が11台だったところ、新ではセダン車が13台、プラス2台ということで車両台数の変更の御報告となります。

以上となります。

(会長)

ありがとうございました。

この件につきまして、御質問がありましたらお願ひいたします。

御質問ないようですので、続けてお願ひいたします。

(横須賀市事務局)

それでは次に、三浦半島高齢者福祉事業所からの軽微変更についてになります。

軽微変更のところになりますけれども、5番目のところになります。

5番目の事務所ごとに配置する自動車の数及び種類ごとの数ということになります。台数の変更はなく、18台（軽15台）となっております。内訳が変更になっておりまして、所有台数が14台（軽12台）が12台（軽11台）となっております。持込み数台数が4台（軽3台）から、6台（軽4台）となっております。

以上が三浦半島高齢者福祉事業所からの軽微変更でございます。

(会長)

ありがとうございました。

この件につきまして、御質問がありましたらお願ひいたします。よろしいですかね。

御質問がないようですので、以上で報告を終了いたします。

● その他

(会長)

次に、次第3のその他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(三浦市事務局)

次回の会議の開催についてですが、協議案件が前回協議時から変更等のない更新申請のみであり、かつ、全ての委員さんから書面にて承認が得られた場合には、本運営協議会設置要綱第9条第2項第2号の規定に基づき、会議は開催せず、書面協議にて協議会に代えることができることなっております。

よって、次回の会議につきまして、新規申請、変更申請がなく、前回協議時から変更のない更新申請のみの場合、書面協議のみで行うことがありますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

以上です。

(会長)

ただいま事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。

御意見、御質問等ございましたらお願ひいたします。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

(野間委員)

1点だけ。

(会長)

はい。

(野間委員)

前回の会議の中で、確かに12月にタクシー運賃の値上げの認可が下りるという話を聞いていたのですけれども、それはどうなったのですかね。

(松澤委員代理)

神奈川運輸支局の平田の代理で松澤と申します。

端的に申し上げると、来週の月曜日の11月20日から神奈川県内の小田原地区以外の全ての地区において、タクシー運賃の値上げが行われます。

基本的には、普通車上限運賃の場合は初乗り運賃500円は変わらないのですけれども、初乗距離が、1.2kmから1.091kmになりますと、100円の加算運賃の距離が短縮するなどの変更となり値上げという形になるので、正直ぱっと見は初乗500円というのは変わらない事業者がほとんどなので、最初に乗るときに気づかれない方がいらっしゃるかなと思うのですけれども、実際には値上げになりますので、来週の月曜日に出庫したタクシーから神奈川県内の小田原地区以外の全ての地区において実施されます。

(野間委員)

ありがとうございます。新聞か何かに載るのですか、そういうのは。広報は。

(松澤委員代理)

当然、1か月前の10月20日には1か月後の11月20日から実施しますというのは当然公示していまして、11月20日の来週の月曜日から実施するというのも恐らくニュースにもなるでしょうし、記事等にも載ることとなろうかと思います。

(野間委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

ほかにはございませんか。よろしいですか。

● 閉会

(会長)

では、以上で、本日の会議の案件は終了しました。事務局から何かございますでしょうか。

(三浦市事務局)

ありがとうございました。

次回の協議会の日程について御報告いたします。次回は来年令和6年の2月中旬を予定しております。詳細が決まり次第、改めて文書で御連絡をいたしますので、御承知おきいただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

(会長)

では、以上をもちまして、令和5年度第2回の運営協議会を終了させていただきます。皆様の御協力をいただき、誠にありがとうございました。